

美浜町農業委員募集要領

1. 募集人員

12名

2. 任用期間

令和9年3月18日から令和12年3月17日（3年間）

3. 職務の内容

- ①農地法に基づく許認可等に関すること
- ②農地の利用の最適化に関すること
 - ・農地の利用集積・集約
 - ・遊休農地発生防止・解消等
- ③その他農業委員会業務として必要なこと
※会議・研修会や現場活動に参加していただきます。

4. 報酬

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に基づき支給

5. 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者で、次のいずれかに該当する者は除く。

- (1)破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2)拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

※農地利用最適化推進委員との兼務はできません。

6. 推薦及び応募に係る手続等

既定の様式に必要事項を記入の上、(3)の添付書類を添えて、美浜町役場農林水産建設課まで提出して下さい。また、提出書類は返却しません。

なお、書類に不備がある場合は、受付できません。

(1) 推薦及び応募の様式

①	美浜町農業委員候補者推薦書 (個人推薦用)	農業者等の個人（3名）から推薦する場合
②	美浜町農業委員候補者推薦書 (団体推薦用)	農業者等が組織する団体から推薦する場合
③	美浜町農業委員候補者応募書	自ら応募する場合

(2) 様式の入手方法

美浜町役場農林水産建設課の窓口、又は町ホームページから入手して下さい。

ホームページ <http://www.town.wakayama-mihama.lg.jp/>

(3) 添付書類

被推薦者又は応募者の住民票（本籍地の記載があるもの）

(4) 提出方法

持参のみ：美浜町役場農林水産建設課まで、直接提出して下さい。

(5) 受付期間

令和8年9月25日（金）から令和8年10月23日（金）【必着】

（町役場開庁日の8時30分～17時15分まで）

7. 任命

受付期間終了後、農業委員候補者評価委員会の評価結果を受けて、町長が町議会の同意を得て委員として任命する。

任命に当たっては、過半数を認定農業者が占める者とし、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者も含むものとする。

8. 推薦及び応募状況の公表について

農業委員会等に関する法律の規定により、推薦及び応募の状況について、次のとおり公表します。

(1) 公表の方法

- ・美浜町掲示板への掲示
- ・美浜町ホームページへの掲載

(2) 公表事項

原則、法令に基づき、推薦書及び応募書の記載事項の内、次の項目を除く全ての項目を公表する。

- ① 推薦をする者（個人）については、生年月日、住所、電話番号
- ② 推薦をする者（団体）については、所在地、電話番号
- ③ 推薦を受ける者又は応募する者については、生年月日、住所、電話番号

(3) 公表の時期

受付期間の中間（10月9日）及び期間終了後（10月30日）の2回

9. 書類の提出先及び問い合わせ先

〒644-0044

和歌山県日高郡美浜町和田1138-278

美浜町役場 農林水産建設課内 農業委員会事務局

電話 0738-23-4951（直通）